

島根労働局発表
令和7年4月25日（金）

担 当	労働基準部健康安全課 課長 内久保康孝 安全衛生係長 堀尾 知史
	Tel 0852-31-1157



職場での熱中症対策が義務化

— 島根労働局が行う事業者への周知計画 —

改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）が令和7年4月15日に公布（同年6月1日施行）され、職場における熱中症の重篤化を防止するための措置が事業場に義務付けられます。

島根労働局（局長 いわみひろふみ 岩見浩史）及び管下労働基準監督署では、改正安衛則による熱中症対策の強化に係る対策が、職場において適切に実施されるよう、事業者へ周知を行います。

1 改正の趣旨

熱中症による死亡災害の多くは、初期症状の放置や対応の遅れが要因となっていることから、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付けるものです。

2 改正の概要

- 熱中症又は熱中症のおそれがある作業員を早期発見するための体制整備及び関係作業員への周知。
 - 熱中症又は熱中症のおそれがある作業員を発見した際の応急処置・搬送等の手順の作成及び関係作業員への周知。
 - 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の関係作業員への周知。
- ※実施義務の対象となるのは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業。

3 周知計画

(1) 建設業者に対する説明会

各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会島根県支部各分会と共催し、説明会を開催します。

署名	分会名	日時	場所
松江	松江	令和7年5月20日（火） 9:00～11:00	協同組合松江流通センター組合会館 （松江市平成町182-18）

松江	安来	令和7年5月21日(水) 14:00~15:00	安来建設業会館 (安来市広瀬町石原331-3)
	仁多	令和7年5月27日(火) 13:30~14:30	仁多建設業会館 (仁多郡奥出雲町三成664-25)
	隠岐	令和7年5月23日(金) 14:00~15:00	隠岐建設会館 (隠岐郡隠岐の島町西町名田の四34-1)
出雲	出雲	令和7年5月15日(木) 13:30~14:30	出雲建設会館 (出雲市塩冶善行町2-2)
	飯石 大原	令和7年5月16日(金) 13:30~14:30	雲南建設会館 (雲南市木次町里方1045番地8)
	大田	令和7年5月27日(火) 13:30~14:30	大田建設会館 (大田市大田町大田イ179番地3)
浜田	浜田	令和7年5月23日(金) 13:30~15:00	浜田建設会館 (浜田市原井町908番地28)
	邑智	令和7年5月14日(水) 14:00~15:30	邑智建設会館 (邑智郡川本町川本238-3)
益田	益田	令和7年5月21日(水) 13:30~15:00	益田建設会館 (益田市東町8-33)
	鹿足	令和7年5月9日(金) 13:30~15:00	津和野町コミュニティーセンター (鹿足郡津和野町後田口66)

(2) 全国安全週間説明会

各労働基準監督署において、島根労働基準協会各支部と共催する全国安全週間説明会において、改正安衛則の説明を行います。

署名	支部名	日時	場所
松江	松江	令和7年6月10日(火) 14:00~16:00	くにびきメッセ (松江市学園南1丁目2-1)
出雲	出雲	令和7年6月3日(火) 13:30~15:30	朱鷺会館 (出雲市西新町2丁目2456-4)
浜田	浜田	令和7年5月29日(木) 13:30~15:30	島根県トラック協会西部研修会館 (浜田市下府町327-114)
益田	益田	令和7年5月29日(木) 13:30~16:00	益田市立水防センター (益田市中ノ島イ1615)

(3) 全国安全週間島根労働局建設現場安全パトロール

全国安全週間の初日(7月1日(火))に、島根労働局長及び労働基準部長による建設現場の安全パトロールを行い、改正安衛則の対応状況や熱中症予防対策等の確認を行います。

- ・島根労働局長パトロール 松江市の総合建設業者が施工する建設現場を予定
- ・労働基準部長パトロール 益田市の総合建設業者が施工する建設現場を予定

(4) その他の機会での周知

業界団体の総会、各種会議・説明会及び臨検監督等の機会に、周知を行います。

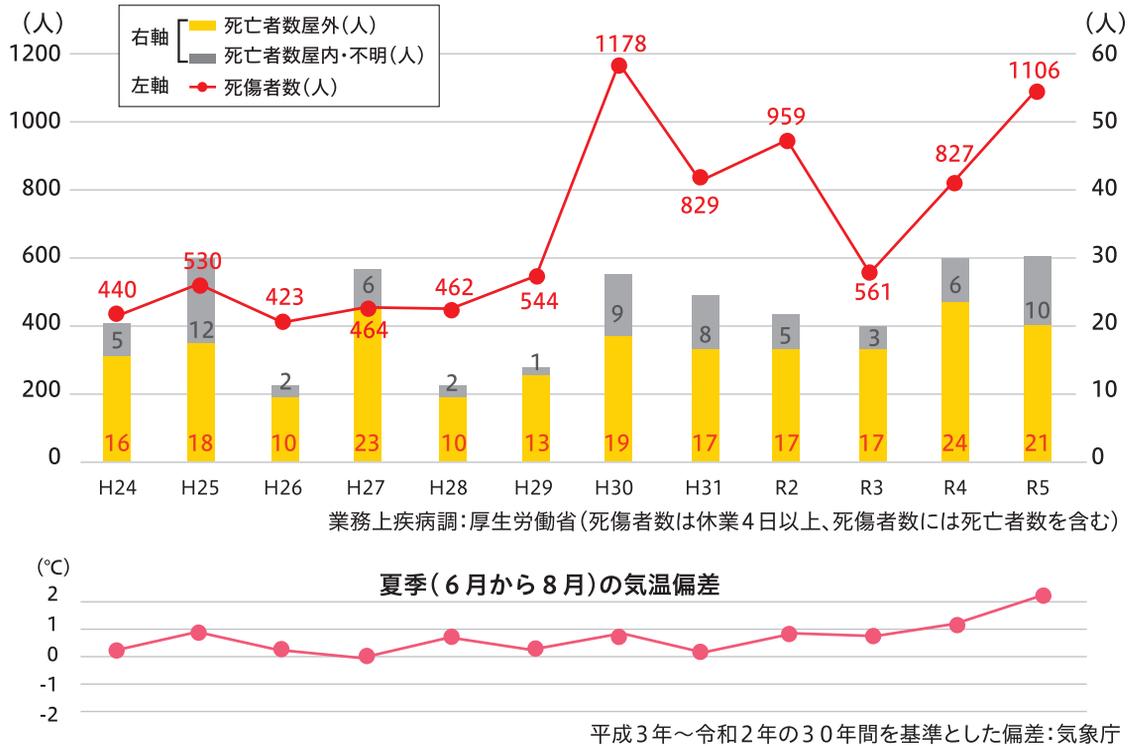
【添付資料】

- 1 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）
- 2 改正労働安全衛生規則条文
- 3 職場における熱中症による労働災害発生状況（島根県：平成 28 年～令和 5 年）

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

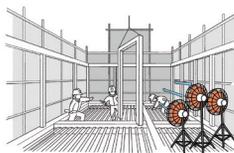
区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押ししたり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

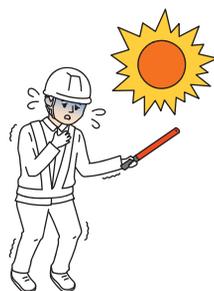


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者¹に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

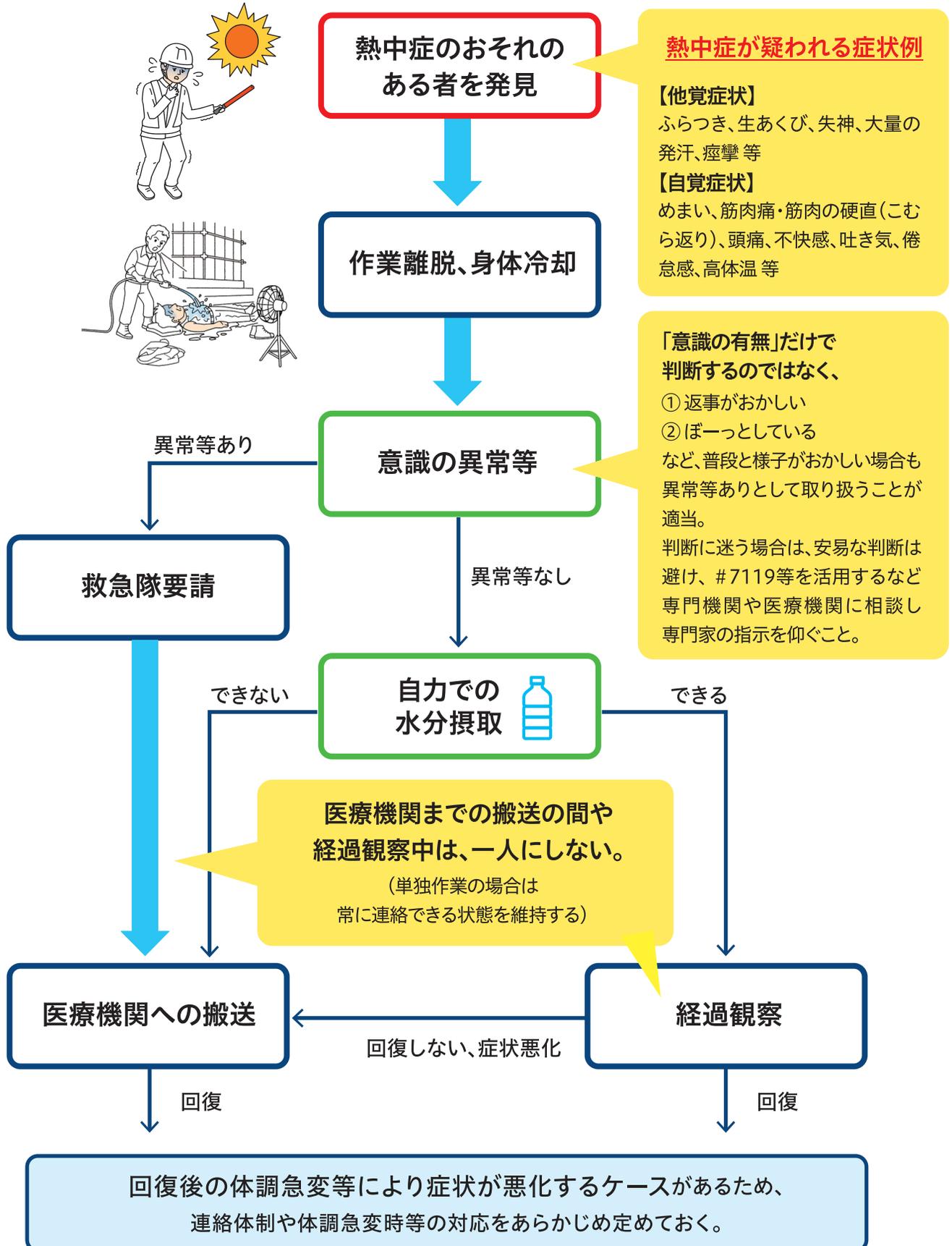
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28°Cを
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0°Cです。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度 (第六百六条―第六百十二条の二)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(熱中症を生ずるおそれのある作業)</p> <p>第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合は当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</p> <p>2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するため必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度 (第六百六条―第六百十二条)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

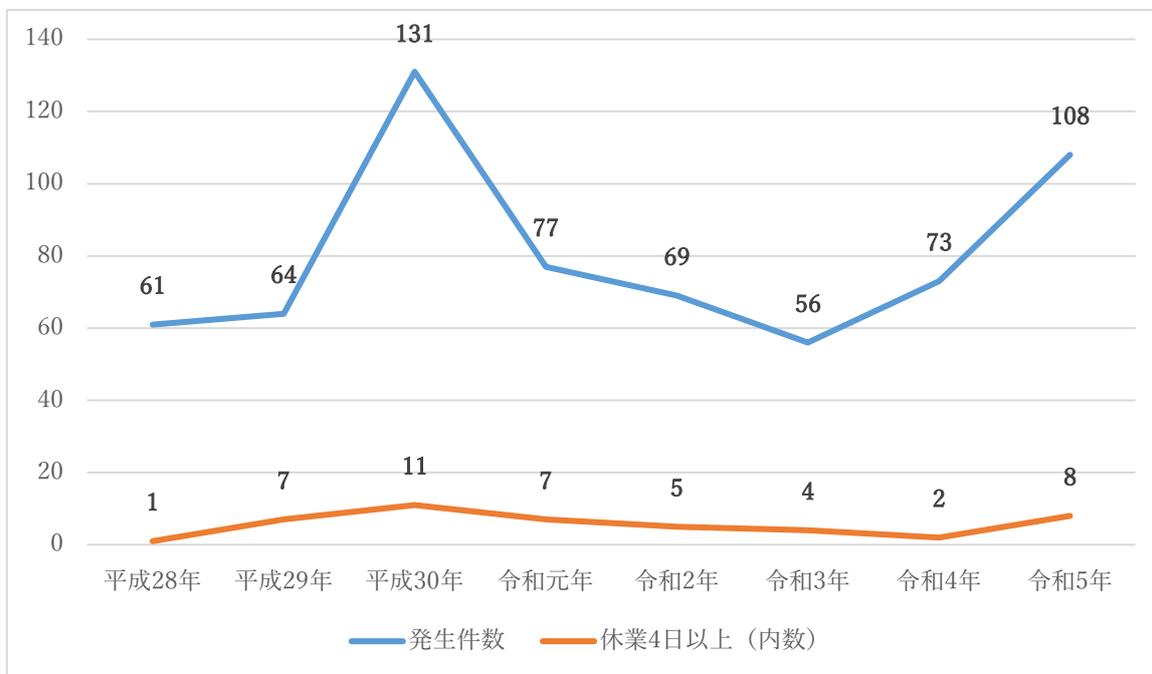
附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

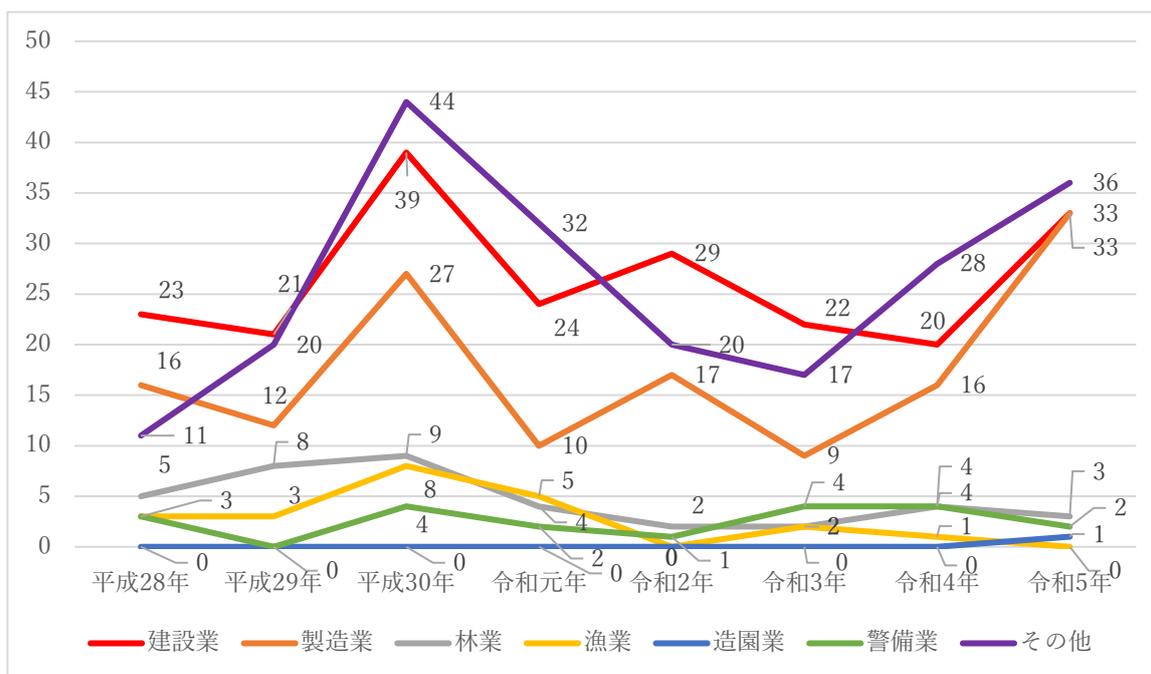
職場における熱中症による労働災害発生状況（平成 28 年～令和 5 年）

島根労働局

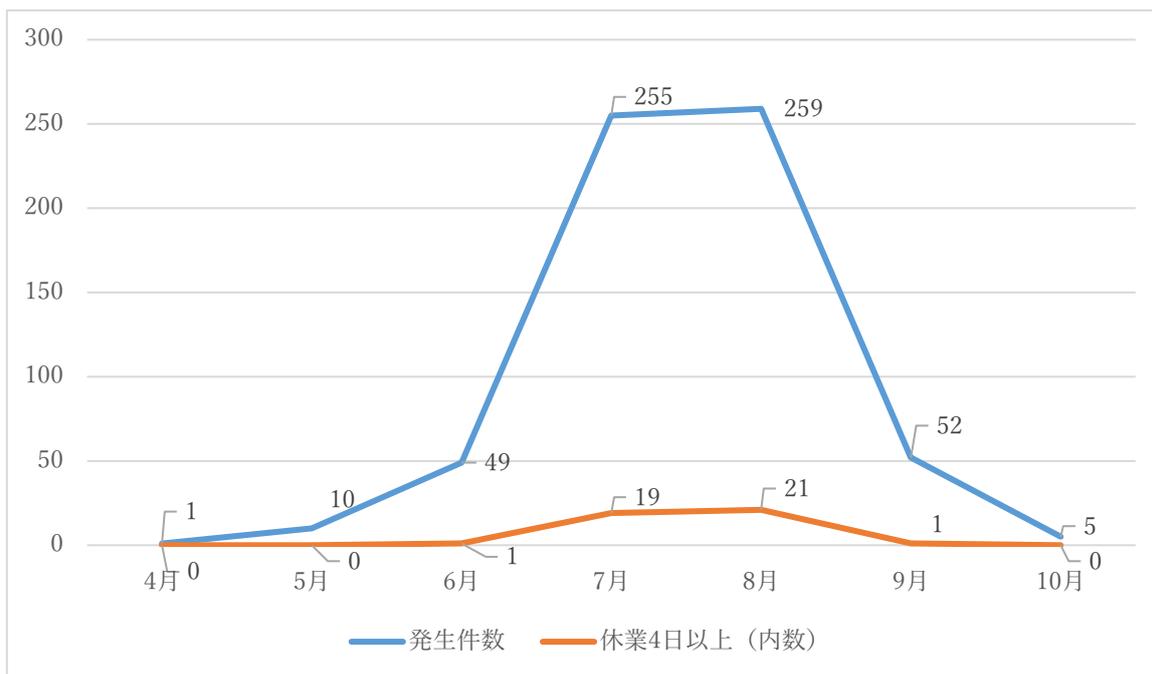
1 年別発生状況



2 業種別年別発生状況

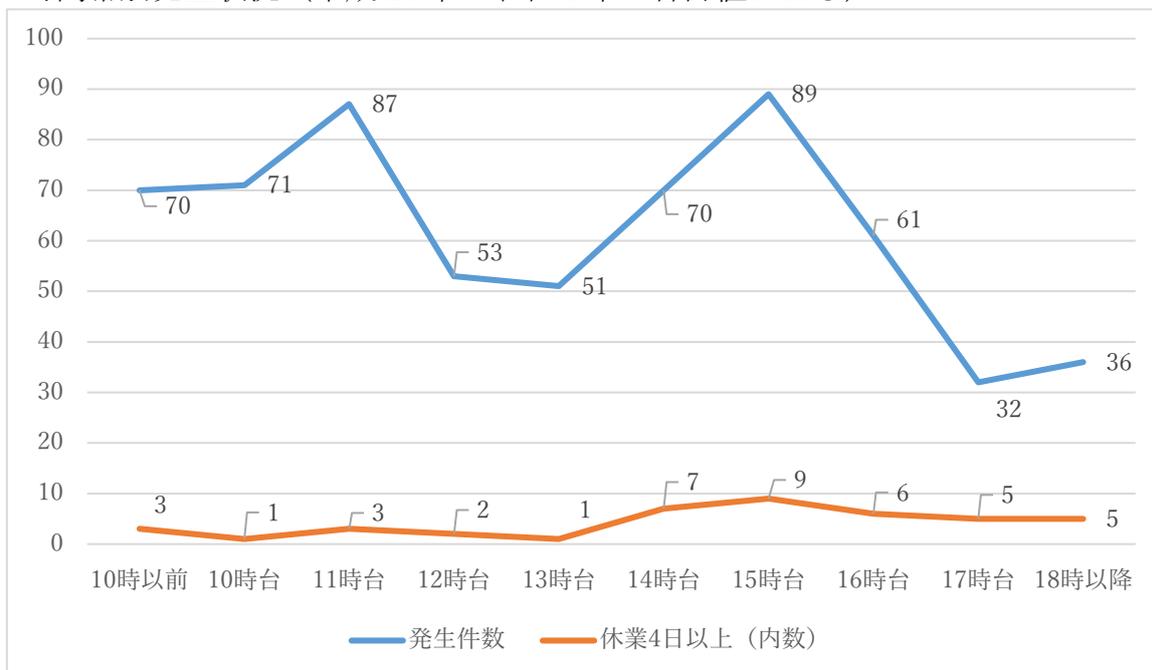


3 月別発生状況（平成28年～令和5年の合計値による）



※ 4～10月以外の月に発生したもの及び発生月不明のものは除外している。

4 時間帯別発生状況（平成28年～令和5年の合計値による）



※ 発生時刻が不明のものについては除外している。